

若手及び女性技術者の登用・育成を支援するモデル工事の試行（一部変更）
 （平成28年11月7日以降に入札公告を行う工事から適用します）

岐阜県県土整備部技術検査課

岐阜県県土整備部では、平成27年度より「若手及び女性技術者の登用・育成を支援するモデル工事」の試行をしておりますが、今回モデル2において、配置予定技術者の能力のうち「年齢等」の対象者を「主任（監理）技術者」から「主任（監理）技術者又は現場代理人」に拡大することに伴い、要領の一部を変更しましたのでお知らせします。なお、モデル1については変更ありません。

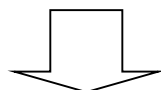
注）下線部が今回の修正箇所です。

○モデル2の総合評価項目

（旧）

配置予定技術者の能力

評価項目	評価内容	評価基準	評価点
年齢等	主任（監理）技術者の年齢等	満30歳未満若しくは女性	1.0点
		満30歳以上40歳未満	0.5点
		満40歳以上	0.0点



（新）

配置予定技術者等の能力

評価項目	評価内容	評価基準	評価点	
年齢等	主任（監理）技術者 <u>又は現場代理人</u> の年齢等	<input type="checkbox"/> 主任（監理）技術者兼現場代理人	満30歳未満若しくは女性	1.0点
		<input type="checkbox"/> 主任（監理）技術者	満30歳以上40歳未満	0.5点
		<input type="checkbox"/> 現場代理人※1	満40歳以上	0.0点

※1「主任（監理）技術者を兼ねない現場代理人」のうち、「満30歳未満若しくは女性」及び「満30歳以上40歳未満」で評価する場合の現場代理人は、本件の申請期限日以前に3か月以上の恒常的な雇用関係にある者であるとともに、配置後の常駐義務の緩和できる要件（平成28年6月1日付け「技術者の配置について」参照）によらず、他工事との兼務を不可とします。また、落札者が現場代理人を変更する場合、同等以上の技術評価となる者以外への変更を認めません。

岐阜県建設工事の入札に関する要領・基準については下記 URL からご確認いただけます

http://www.pref.gifu.lg.jp/shakai-kiban/kendo/nyusatsu/11656/index_4739.html